

適正な施工確保のための技術者制度検討会（第5回）

議事概要

○日 時：平成27年5月29日（金）17:00～19:00

○場 所：中央合同庁舎3号館4階 特別会議室

○出席者（五十音順、敬称略）：

秋山哲一、井出多加子、遠藤和義、大森文彦、小澤一雅、木下誠也

<技術者配置の実態について>

○（独）都市再生機構

- ・発注者としては、監理技術者に現場を把握し、工程、品質はもとより安全管理も併せた施工管理を求めている。
- ・監理技術者個人の資質が工事の品質を左右するため、発注時の総合評価においてヒアリングで個人の能力を確認している。
- ・低入札工事の場合は追加の技術者を配置することを建設企業に求めている。
- ・都市再生機構側の体制は、担当職員及び支援業務による担当者のほか、建築工事においては、第三者である建築士事務所に工事監理業務を委託することがある。
- ・基本的に、工事の打合せは都市再生機構の担当職員等や工事監理者が元請の監理技術者で行い、下請の主任技術者等と直接打ち合わせを行うことはない。
- ・建築工事における耐震補強等は難易度が高いことや、改修工事は住民が入居したままで施工することが多く安全管理がより重要となること等から、建設企業の過度の負担とならない範囲において、技術検定で改修を行う技術者の能力を認定してもらえると発注者としては安心できる。

<具体的改善策の検討>

- ・工事品質の確保、適正な競争性の確保、若手技術者の育成・確保の観点から、引き続き検討を進める。

以上